

重要事項説明書

株式会社ニチイケアパレス

ニチイライフケア松ヶ丘公園レンタルサービス

TEL : 04-7142-1001

令和7年10月26日作成

(介護予防) 福祉用具貸与サービス重要事項説明書

この(介護予防)福祉用具貸与サービス重要事項説明書は、株式会社ニチイケアパレス（以下、「ニチイケアパレス」とします）が開設するニチイライフケア松ヶ丘公園レンタルサービス（以下、「本事業所」とします）が、お客様に(介護予防)福祉用具貸与サービス（以下、「本サービス」とします）を提供するにあたり、お客様やそのご家族に対し、ニチイケアパレス及び本事業所の事業運営規程の概要や勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものです。

第1条（本サービスの目的）

本事業所は、要介護（要支援）状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める本サービスを提供し、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、又、お客様のご家族等の負担軽減を図れるよう支援することを目的とします。

第2条（本サービスの基本方針）

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとします。

- (1) お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 事業所の福祉用具専門相談員は、お客様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することによりお客様の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、お客様を介護する者の負担の軽減を図ります。
- (3) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市区町村・他の居宅サービス事業者・その他の医療機関サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- (4) お客様の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (5) 本サービスを提供するにあたっては、介護保険法に規定する介護保険法等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

第3条（本サービスの実施に関する具体的方針）

本事業所は、次に掲げる具体的方針に基づき本サービスを実施するものとします。

- (1) サービス提供の開始に当たり、お客様の心身状況等を把握します。
- (2) 個々のサービスの目標、内容、実施期間及び福祉用具貸与計画・介護予防サービス計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行う時期等を定めた(介護予防)福祉用具貸与計画を作成します。
- (3) 居宅サービス計画・介護予防サービスが作成されている場合は、当該計画に沿って(介護予防)福祉用具貸与計画を作成します。
- (4) (介護予防)福祉用具貸与計画の作成後、(介護予防)福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。
- (5) モニタリング結果を指定居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者へ報告します。

第4条（会社概要）

- (1) 法人名称 : 株式会社 ニチイケアパレス
- (2) 法人所在地 : 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- (3) 代表番号 : 03-5834-5200

- (4) 代表者氏名 : 秋山 幸男
 (5) 設立 : 昭和39年6月
 (6) 資本金 : 8,000万円(2025年9月1日現在)
 (7) 実施事業 : 介護事業

第5条(本サービスを提供する事業所)

1. 本事業所の概要は次のとおりです。

本事業所の名称 所在地 電話番号/FAX 番号	ニチイライフケア松ヶ丘公園レンタルサービス 千葉県流山市松ヶ丘4-496-1 電話番号: 04-7142-1001 / FAX 番号: 04-7142-1002
指定事業者番号	第1272503648号
実施サービス	(介護予防) 福祉用具貸与
通常の事業の実施地域	千葉県内
備考	

2. 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりです。

営業日	月～金
営業時間 (受付時間)	午前9時30分～午後5時30分
休業日	土・日・(国民の祝日(振り替え休日を含む)、 年末年始(12月31日から1月3日))
備考	

※居宅サービス計画・介護予防サービス計画により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

3. 本事業所の従業者体制は次のとおりです。(令和7年9月1日現在)

	常勤	非常勤	計	資格等	兼務の有無
管理者	1人		1人	-	福祉用具専門相談員兼務
福祉用具専門相談員	3人	-人	3人	福祉用具専門相談員 指定講習修了者	
事務職員(その他)	-人	-人	-人		

4. 前項の各従業者の職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者は、本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う者とし、従業者に厚生労働省令に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、都道府県または市区町村が条例で定める基準(以下、「基準等」とします)を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

- (2) 福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行います。
- (3) 事務職員は、本事業所運営時に必要な事務を行います。

第6条（サービス内容）

1. 貸与できる福祉用具は、介護保険法で定める福祉用具貸与の対象種目に限られます。なお、各々の福祉用具の詳細につきましては、従業者（第8条参照）までお気軽におたずねください。

①手すり	③歩行器
②スロープ	④歩行補助つえ

- (2) 下記貸与種目については、要介護1の認定を受けた者に対しては対象外となりますが、別途厚生労働大臣が定める者については、この限りではないこととします。

⑤車椅子	⑨床ずれ防止用具
⑥車椅子付属品	⑩体位変換器
⑦特殊寝台	⑪認知症老人徘徊感知機器
⑧特殊寝台付属品	⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）

- (3) 下記貸与種目については、要介護1、要介護2または要介護3の認定を受けた者に対しては対象外となりますが、別途厚生労働大臣が定める者については、この限りではないこととします。

⑬自動排泄処理装置

2. 本事業所は以下の内容にて、本サービスの提供を行います。

- (1) 福祉用具専門相談員は、福祉用具の選択にあたっては、あらかじめお客様の心身の状況、要望、住宅環境などを考慮し、適切な選択ができるよう福祉用具の説明を致します。
- (2) 選択制の対象福祉用具の貸与にあたっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかをお客様が選択できることについて、お客様に対し、十分説明を行います。また、お客様の選択にあたって必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、お客様の身体状況等を踏まえ、提案を行います。
- (3) 本サービスの提供にあたっては、同一種目における機能または価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報をお客様に提供するものとします。
- (4) 個々の機種選定にあたっては、福祉用具専門相談員が、各機種の機能、使用方法、利用料、全国平均価格等に関する情報を記載した文書を提供するとともに説明を致します。
- (5) 福祉用具の使用にあたっては、福祉用具専門相談員が最適の状態に用具を調整致します。
- (6) 消毒保管を外部事業者へ委託することに関し、契約書を交わします。
- (7) 常に清潔な福祉用具の貸与に供するため、回収した福祉用具を、種類・材料等からみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区分して保管します。
- (8) 福祉用具の保管及び消毒について、当該委託事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録します。

第7条（本サービスの実施に関する留意事項）

1. 本事業所では、金銭授受の取り扱いを以下のようにさせていただきます。ご不明の点がございましたら直ちに本事業所までご連絡ください。
- (1) お客様の現金・預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることはできませんのでご了承ください。
- (2) お客様の現金・預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等が保管されている場所はお聞きいたしません。
- (3) 銀行等での出入金、振込み等の代行はできません。

- (4) 従業者個人によるお客様との金銭の貸し借りについては、一切行いません。
2. 従業者個人の住所、電話番号はお知らせできませんので、ご了承ください。
3. 本条第1項及び第2項に反して行われた行為により生じた損害については、本事業所では責任を負いかねます。
4. 居宅においてペットを飼われている場合は、トラブル回避のため、訪問前にペット（犬、猫、鳥等）を柵に入れる、別室に移すなど、配慮をお願い致します。なお、ペットにより本事業所の従業者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合には、第19条に基づき、お客様またはそのご家族等の介護者は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

第8条（従業者）

1. 従業者とは、お客様に本サービスを提供する本事業所の職員であり、主として福祉用具専門相談員が該当します。
2. 本事業所は、基準等に定められている人員の基準に基づいて人員体制を整備し、お客様に対して本サービスを提供します。

第9条（利用料金）

1. 本事業所が定める個々の福祉用具の1ヶ月あたりの貸与料金を指し、具体的な金額はカタログに掲載されています。
2. 月の途中における貸与開始または貸与終了の場合の基本料金は下表のとおりです。

貸与開始または貸与終了日	基本料金
①貸与開始日が1日～15日の場合	1ヶ月分の貸与料金
②貸与開始日が16日～月末の場合	半月分の貸与料金
③貸与終了日が1日～15日の場合	半月分の貸与料金
④貸与終了日が16日～月末の場合	1ヶ月分の貸与料金

※ 貸与の開始と終了が同月内に行われた場合には、1ヶ月分の貸与料金を申し受けます。

3. 介護保険法で定められている本サービスにかかわる加算及びその該当条件は以下のとおりです。

加算の種類	(加算率)
特別地域介護予防福祉用具貸与加算	15%加算
中山間地域等における小規模事業所加算	10%加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算

- (1) 特別地域介護予防福祉用具貸与加算については、本事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、本サービスを提供した場合に加算します。
- (2) 中山間地域等における小規模事業所加算については、本事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、本サービスを提供した場合に加算します。
- (3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算については、本事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に居住しているお客様に対して、通常の事業の実施地域を越えて本サービスを提供した場合に加算します。
4. 介護予防サービス計画に位置づけられているサービスに関しては、**利用料のお客様の負担割合に応じた額**をお支払いいただきます（法定代理受領）。ただし、支給限度基準額を超えた分に関しては、全額自己負担となります。

※ 介護保険被保険者であるお客様が、介護予防サービス計画に基づき介護保険サービスを受け

た場合、保険者がお客様に代わって利用料（お客様自己負担分を除く）を直接事業者に支払うことを法定代理受領といいます。

5. 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合には、当該措置に要する費用（実費）を請求するものとします。

第11条（交通費）

1. 第5条第1項に記載されている「通常の事業の実施地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、第5条第1項に記載されている「通常の事業の実施地域」を越えた地点から下表の料金をいただきます。なお、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定するお客様については、当該交通費をいただきません。

移動手段	負担していただく交通費
自動車等	事業所から実施地域を超える地点から 片道1キロメートルあたり 20円 (消費税等1円)

※従業者の移動手段は地域により異なります。

第12条（福祉用具サービス計画書（選定提案）の交付）

居宅サービス計画・介護予防サービス計画に基づいて提供する（介護予防）福祉用具貸与計画及びその利用料金の見積もりは、別紙「福祉用具サービス計画書（選定提案）」に記載のとおりです。なお、「福祉用具サービス計画書（選定提案）」は、居宅介護サービス・介護予防サービス計画の変更により（介護予防）福祉用具貸与計画の変更があった場合、変更が軽微で一過性のものを除き、新たにお客様に交付しその内容を確認するものとします。

第13条（キャンセル）

1. お客様の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金をいただきます。

①サービス利用日の前営業日の17時までのご連絡	無料
②サービス利用日の前営業日の17時以降のご連絡	基本料金のお客様負担額

2. 救急車・主治医等がかかわる緊急対応が生じた場合はキャンセル料をいただきません。
3. 上表の②について、お客様の都合によるキャンセルが頻繁に起こる場合については、キャンセル料を協議のうえ変更します。
4. キャンセル（及びサービスの変更）のご連絡は、下記「キャンセルの連絡先（電話番号）」に限らせていただきます。（第15条に記載するお客様相談室では承っておりません。）

キャンセルの連絡先名称	ニチイライフケア松ヶ丘公園レンタルサービス
キャンセルの連絡先電話番号	04-7142-1001

第14条（お支払い方法）

1. 前月のサービスご利用分に関するお客様負担金を、本事業所が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。
2. お支払い方法は、原則として口座引き落としとさせていただきます。なお、口座引き落とし以外のお支払いについては、本事業所または従業者までご相談ください。
3. 認定申請日前のお客様へサービス提供を行った場合など「償還払い」の対象となる場合があります。
※お客様が一旦利用料金の全額を本事業所にお支払いいただき、その後、本事業所より交付された「サービス提供証明書」と「領収書」を市町村に申請し、保険給付分の費用の払い戻しを受けることを償還払いといいます。

第15条（秘密保持及び個人情報の保護）

1. 本事業所及びその従業者は、業務上知り得たお客様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
2. 本事業所は、そのサービス提供上知り得たお客様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
3. 本事業所及びその従業者は、必要な範囲においてお客様及びそのご家族等の個人情報を取扱い致します。なお、お客様及びそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
4. 第1項及び第2項に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。
5. 個人情報に関するお問い合わせにつきましては、第16条に記載するお個人情報問い合わせ窓口までご連絡ください。

第16条（サービス相談窓口、苦情受付窓口、個人情報問い合わせ窓口及び対応の手順）

1. 本事業所及びニチイケアパレスにおけるサービスのご利用にかかわる相談窓口、苦情・要望の受付及び個人情報問い合わせ窓口は、次のとおりです。

（1）本事業所

電話番号	04-7142-1001
受付時間	営業日の午前9時30分～午後5時30分
苦情受付担当者	管理者
苦情解決責任者	管理者
備考	事業所の状況により、即座に対応できない場合がございます。

（2）お客様相談室

電話番号	0120-82-6501
営業日	原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除く毎日
受付時間	営業日の午前9時00分～午後5時00分
備考	

フリーダイヤルの電話番号のおかけ間違いには十分ご注意ください。

（3）個人情報問い合わせ窓口

担当	総務課 個人情報問い合わせ担当
電話番号	03-5834-5200
営業日	原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除く毎日
受付時間	営業日の午前9時00分～午後5時00分
備考	

2. 前項の他、次の市区町村等のサービス相談、及び苦情受付窓口にも相談することも出来ます。

(1) 市区町村等（保険者）のサービス相談・苦情受付窓口

保険者相談窓口	千葉県運営適正化委員会（福祉サービス利用者サポートセンター）
電話番号	043-246-0294
備考	

市区町村担当課	千葉県流山市介護支援課
電話番号	04-7150-6531

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	総合賠償責任保険

(2) 国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」とします）のサービス相談・苦情受付窓口

国保連合会	千葉県国保連合会 介護保険課 苦情相談窓口
電話番号	043-254-7428
備考 （受付時間）	午前9時から正午、午後1時から午後5時 （土・日・祝日・年末年始は除く。）

3. 本事業所及びニチイケアパレスは、お客様に対し、自ら提供した本サービスにかかわる苦情を受け付けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- (1) 苦情の受付
- (2) 苦情内容の確認
- (3) 苦情解決責任者等への報告
- (4) お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- (5) 苦情の解決に向けた対応の実施
- (6) 再発防止、及び改善の実施
- (7) お客様への苦情解決結果の説明・同意
- (8) 苦情解決責任者等への最終報告

第17条（事故発生時の連絡先、及び対応の手順）

1. 本サービス提供中に事故が発生した場合には、あらかじめ確認させていただいた次の連絡先へ連絡します。お客様及びそのご家族よりご連絡をいただく場合は、本事業所の連絡先までご連絡をお願い致します。

(1) 本事業所

本事業所名	ニチイライフケア松ヶ丘公園レンタルサービス
所在地	千葉県流山市松ヶ丘 4-496-1
電話番号／FAX番号	04-7142-1001/04-7142-1002
受付時間	営業日の午前9時30分～午後5時30分
備考	

(2) ご家族様

お名前	
電話番号	

(3) 市区町村の事故発生時の連絡先

市区町村名	千葉県流山市介護支援課
電話番号	04-7150-6531

2. 本事業所は、お客様に対し、自ら提供した本サービスにより事故が発生した場合、次の基本手順に基づいた対応を実施します。なお、当該事故の状況・内容及び対応結果については、本事業所が記録します。

(1) お客様の安全の確保

(2) 事故発生状況・内容の確認

(4) ご家族等・市区町村・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者への連絡

(5) 事故の解決に向けた対応の実施

(6) 事故発生原因の解明、及び再発防止への措置

(7) お客様への事故解決経過・結果の説明

(8) サービス事業所の責任者等への最終報告

3. サービスの提供により、お客様へ賠償すべき事故が発生した場合、第19条に基づいた対応を実施します。

第18条（緊急時等の連絡先、及び対応の手順）

1. 本サービス提供中にお客様の容態の急変等があった場合には、あらかじめ確認させていただいた次の連絡先へ連絡します。お客様及びそのご家族よりご連絡をいただく場合は、本事業所の連絡先までご連絡をお願い致します。

(1) 本事業所

本事業所名	ニチイライフケア松ヶ丘公園レンタルサービス
所在地	千葉県流山市松ヶ丘 4-496-1
電話番号／FAX番号	04-7142-1001/04-7142-1002
受付時間	営業日の午前9時30分～午後5時30分

備考	
----	--

(2) 主治医

医療機関名	
所在地	
電話番号／FAX 番号	
受付時間	
主治医名	
備考	

(3) ご家族様

お名前	
電話番号	
備考	

(4) お客様の担当居宅介護支援事業者・介護予防支援事業所等

居宅介護支援事業者名	
所在地	
電話番号／FAX 番号	
受付時間	
担当介護支援専門員名	
備考	

2. 本事業所は、お客様に対し、自ら提供した本サービスにおいて、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡（119番への通報）、搬送の実施等の必要な措置を講じた後、必要に応じ、第17条第2項に基づいた対応を実施します。
3. 本事業所は、緊急に計画外のサービスの提供があり、そのサービスが介護保険適用外のサービスの場合には、お客様より別途料金をいただく場合があります。

第19条（損害賠償）

1. 本事業所は、お客様に対する本サービスの提供にあたって、本事業所の責めに帰すべき事由によりお客様またはそのご家族等の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、お客様またはそのご家族等に過失がある場合は、本事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
2. 物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または

復元を原則とします。

3. 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。
4. 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
5. お客様またはそのご家族等は、お客様またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、本事業所の従業員の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

第20条（介護給付費の改定）

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、本事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

第21条（虐待の防止に関する措置）

1. 本事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備します。
 - （3）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

第22条（身体拘束等の禁止及び身体拘束等を行う場合の取り扱い）

本事業所は、サービス提供にあたって、お客様又は他のお客様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他お客様の行動を制限する行為は行わないものとします。

第23条（（介護予防）福祉用具貸与計画の提出）

本事業所は、（介護予防）福祉用具貸与計画を作成した際には、当該（介護予防）福祉用具貸与計画をお客様及びお客様に係る介護支援専門員に交付します。

第24条（第三者評価の実施状況）

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり ・ なし	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

第25条（衛生管理）

1. 本事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに本事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
2. 本事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じます。
 - （1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - （2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第26条 (業務継続計画の策定等)

1. 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する本サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2. 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第27条 (ハラスメント対策の強化)

1. 本事業所は、適切な本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
2. お客様またはそのご家族等による本事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし本事業所がお客様へサービスを提供することができなくなるだけでなく、従業者または本事業所の判断によっては、民事上および刑事上の法的紛争へと発展する可能性があります。
 - (1) 身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。
 - (2) セクシュアルハラスメントとは、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせをいいます。

以上

<以下余白>

ニチイケアパレスは、重要事項説明書に基づいて、本サービス内容及び重要事項の説明を行いました。本書交付を証するため、本書を2通作成し、お客様及びニチイケアパレス双方が記名又は署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業所	所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
事業者名		株式会社ニチイケアパレス
本事業所	(事業所の名称及び所在地)	ニチイライフケア松ヶ丘公園レンタルサービス
		千葉県流山市松ヶ丘4-496-1

説明者氏名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、本サービス内容及び重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意のうえ、交付を受けました。

お客様 (契約者)	住所	
	氏名	印
☐ 代理人 又は ☐ 署名代行人 (該当する者の□にレ印をご記入 ください。)	住所	
	氏名	お客様とのご関係 印 ()
身元引受人1 (代表身元引受人) ※ 身元引受人を複数定めた場合 には、代表身元引受人の方が本 欄に記名又は署名捺印ください。	住所	
	氏名	お客様とのご関係 印 ()
身元引受人2	住所	
	氏名	お客様とのご関係 印 ()

☐ 成年後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ☐ 任意後見人 ☐ 任意後見受任者	住所	
	氏名	印